

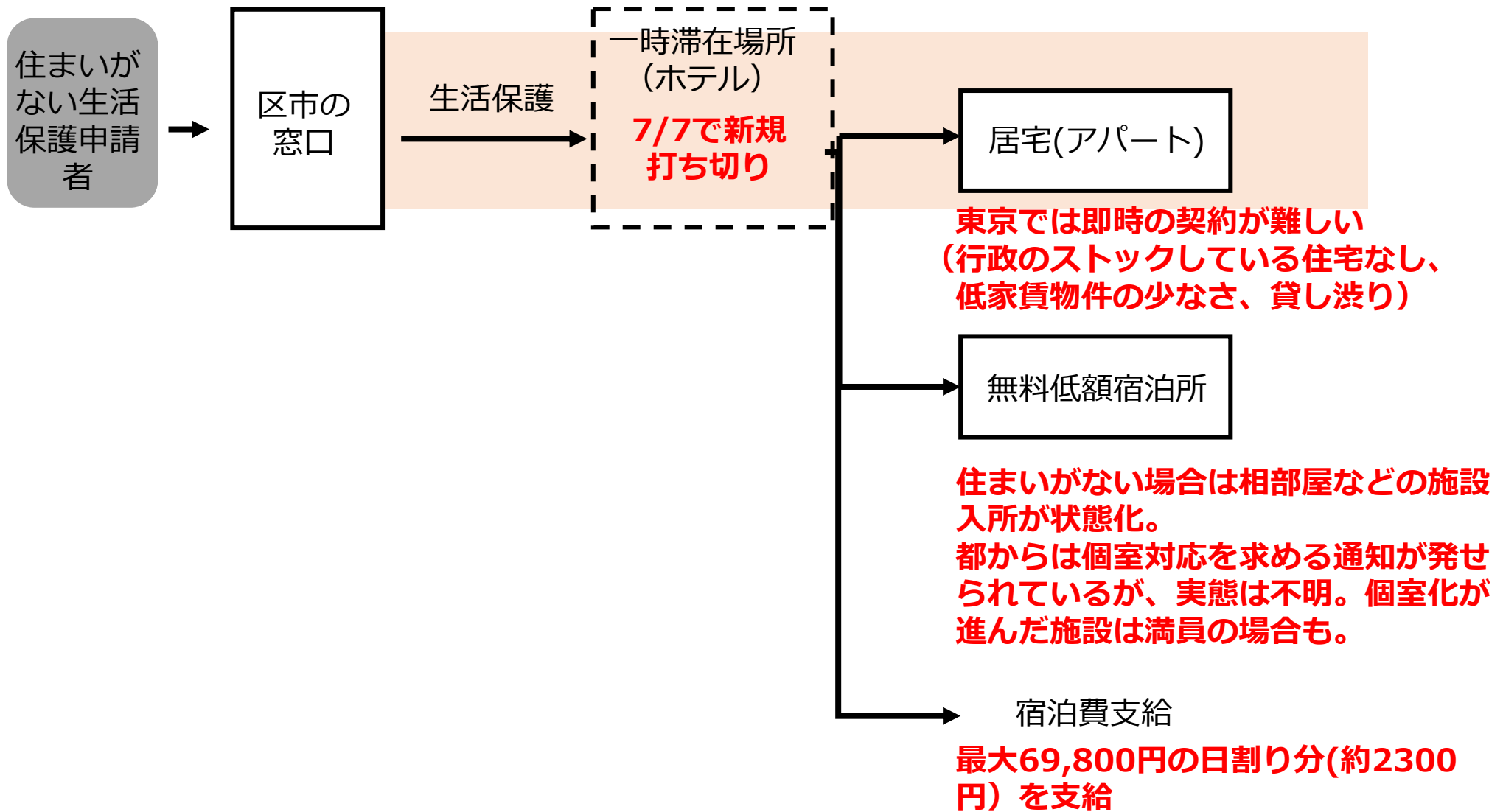
【新型コロナウイルス感染再拡大に伴う 生活保護申請者への対応について緊急要望書】

1. 生活保護申請者においても、今後継続して一時滞在場所としてビジネスホテルを無料で提供し、安全に過ごすことができる場所を保障すること。
2. 一時滞在場所（ホテル）退所後については、居宅保護が図られるよう区市と連携し、居宅保護の原則が遵守されるよう監督すること。
3. 今後増加するコロナ禍に伴う住宅困窮者へ対応し2を実現するために、都営アパートの利用や空き家を借り上げる等により、東京都としてもあらゆる手段を以って居宅確保に努めること。

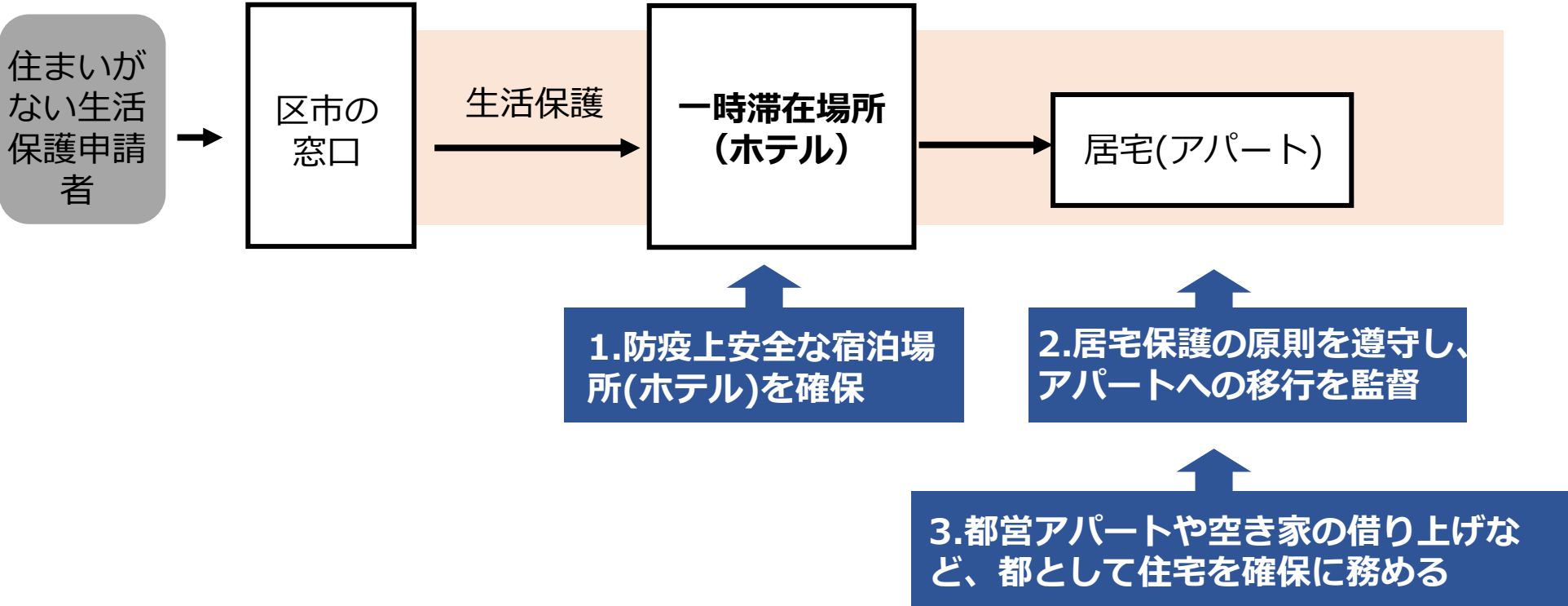
賛同団体：

一般社団法人つくろい東京ファンド, 認定 NPO 法人ビッグイシュー基金,
特定非営利活動法人 TENOHASI, ホームレス総合相談ネットワーク, 四ツ谷おにぎり仲間,
社会慈業委員会ひとさじの会, 有限会社ビッグイシュー日本, のじれん（渋谷・野宿者の生存と生活をかちとる自由連合）, 認定NPO法人 世界の医療団 /呼びかけ人；北畠拓也

今後生活保護申請は増加が予想されるが、
住まいがない場合には安全な居所を確保することが困難になる可能性が高い



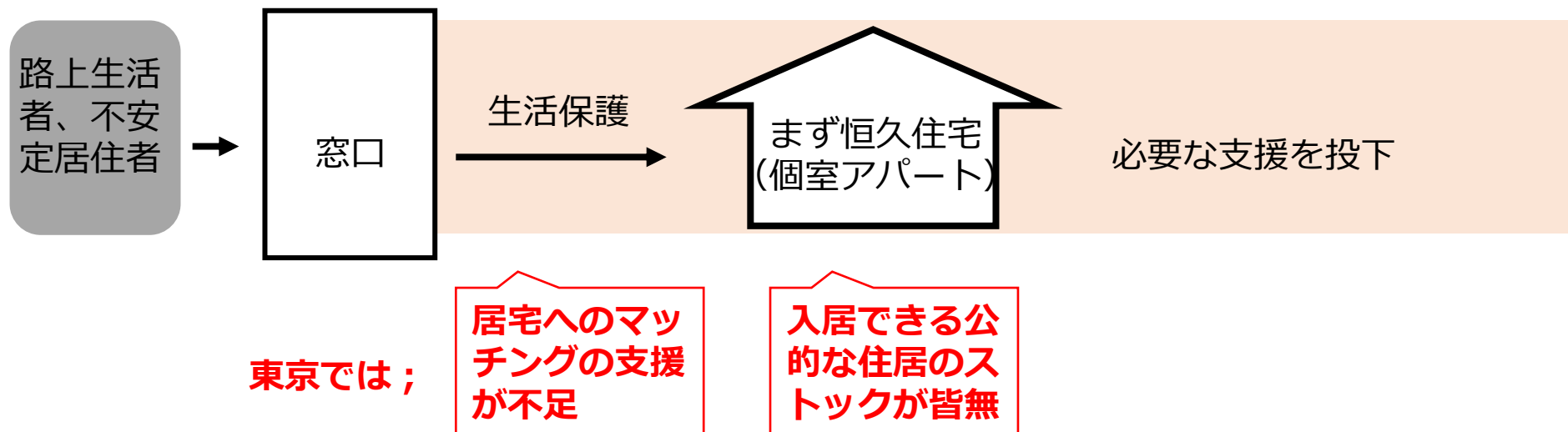
一時的に安全に過ごせる場所（ホテル）の利用受付を延長するとともに、確実な居宅移行が行われるよう監督し、そのための住居確保を要請します。



参考) 東京でのハウジング・ファースト実現の課題

生活保護による「居宅保護の原則」を徹底することにより、ハウジング・ファースト型（まず住まい、その上で必要な支援）支援は実現可能です。

◆ハウジング・ファースト型の支援（先進国での主流）



◆段階移行型の支援（かつての主流）→住宅定着率、行政コストの点から廃れている

